

西欧経済統合計画の概要と問題点

1. はしがき

石炭鉄鋼共同体（E C S C）6か国による欧州経済共同体 European Economic Community（共同市場 European Common Market）ならびに欧州原子力共同体 European Atomic Community（ユーラトム Euratom）の両計画は、1955年6月メッシナにおけるE C S C外相会議以来関係国との間に検討が続けられてきたが、このほど条約案に対する最終的調整を終え、3月25日ローマにおいて調印をみた。これら条約は夏までに各議会の批准を経て、明年より発足の予定と伝えられる。

さらに昨年10月、マクミラン蔵相によって発表されたこれら6か国と英國はじめ他のO E E C諸国を結合する自由貿易地域（Free Trade Area）案についても、2月12日開催のO E E C理事会で取上げられて以来、その具体化が進められている。

かかる経済統合計画は、戦後1946年チャーチルの欧州合衆国の創設を提案した演説を濫觴とし、1948年発足したO E E C、1952年成立したE C S Cとなつて結実した一連の欧州統合計画の流れを汲むものであつて、関係国間の利害の対立など種々の困難にもかかわらず、根強く推進され具体化されてきたのであるが、その背景として次の諸事情が考えられる。

イ、戦後において疲弊した西欧経済の復興をはかり、ソ連の脅威に対抗するためには各国の経済的・軍事的協力が必要とされ、米国の援助も西欧の経済的協力を条件として行なわれてきたこと。

ロ、現在においても、生産の拡大とその合理化など西欧の国際競争力強化のためには、国民経済のわくを越えた大経済単位が必要とされており、これによつてなおソ連経済圏に対抗するとともに、過度の米国依存をも脱却することが期待されていること。

ハ、最近の第2次産業革命といわれる巨大な原

子力利用による産業の発展は、小国の国力を越えた膨大な設備・投資を必要とすること。

ニ、昨秋の中東問題の経験が西欧結束の必要を痛感せしめたこと。

これら経済統合計画が実現すれば、米ソに匹敵する第3の経済圏（注）が形成されるとともに、西欧の経済的基盤が著しく強化されることにより、対共産圏関係において自由諸国側の大きなプラスになることは明らかである。これがため米国は、統合計画に対し終始一貫した積極的支持を与えていたのに対し、ソ連は去る3月16日経済共同体条約調印直前において、全歐州協力機構を提案してこれら計画の成立を妨げる挙に出るなど、陰に陽にその抑制を策している。したがつて、この成立が世界経済に及ぼす影響は無視しえないものがあることはいうまでもないが、これら統合計画の地域を貿易の市場とし、域外諸市場においては統合計画参加国と競争関係に立つわが国としては、何らかの対策が要請されることとなろう。

以下現在までに判明したこれら計画の概要を紹介し、あわせてその問題点、影響などにつき検討することとした。

（注）欧州経済共同体、自由貿易地域の経済力(1955年)

統 治 自由貿易地域	米 国	ソ 連	日本
人 口(百万人) 161	239	165	200
石炭生産(百万トン) 242	468	450	391
電力生産(10億KWH) 174	328	546	170
粗鋼生産(百万トン) 51	76	106	46
輸 入(10億ドル) 19	37	18	—
輸 出(") 18	32	15	—
国民所得(") 98	163	324	—

資料: Monthly Bulletin of Statistics.

2. 新統合計画の概要

(1) 欧州経済共同体

欧州経済共同体計画（通称欧州共同市場）とは、E C S C 6か国（フランス、西ドイツ、イタリー、ベネルックス3国）において、現在石炭および鉄鋼に限られている関税および量的輸入制限の撤廃

をあらゆる物資に拡大し、経済・社会政策の画一化をはかり、6か国ならびにその海外領土を包含する一大共同市場を設立せんとするものである。条約文は6章248条よりなる大部なものであるが、その概要は次の通りである。

イ、参加国は、12~15年(注)の経過期間をもつて漸進的にあらゆる物資につき関税を撤廃するが、その方法は4か年を1段階とする3段階に区分し、最初の2段階でそれぞれ30%引下げ、最後の段階終了とともに全廃する。

(注) 第1段階から第2段階への移行は自動的でなく、閣僚委員会の決定により第1段階の目的が達成されたと認められた場合に行われる。ただしその決定は第1段階終了後1年ごとに行われ、最初の2回の採決は満場一致により、次回からは制限付多数決によることとする。なおその場合においても、第2段階への移行を不適当とする国があれば裁判所に裁定を求める。しかしながら経過期間の最長は一応15年と規定されている。

ロ、参加国は上記経過期間終了後、第3回に対して共通関税率を採用するが、その税率は現行各国のそれの算術平均を基準とする。

ハ、関税の漸減と併行して量的輸入割当、輸出制限をも撤廃する。

ニ、以上のごとき、関税同盟の設置が本計画の中核をなしているが、これと並んで共同市場内部の不完全競争要因を排除するために、地域内の資本・労働の移動の自由、国家間の産業保護育成政策、社会的諸負担、租税制度などの差異の解消、運輸政策の画一化および産業の再転換の援助などの規定が設けられている。

ホ、共通な経済・社会政策を実施するために参加各国が他国の財政的援助に期待しないこと、特に国際収支の均衡維持に努力することが要望されている。国際収支が悪化した場合においては、参加各国の協力および当該国への特別のクレジット供与も予想されており、また後に述べるような自衛条項の援用も認められているが、事前にこれを避けることが望ましく、各政府と中央銀行の積極的協力が期待されている。

ヘ、共同体運営のために次の機関が設置される。

○閣僚委員会……共同政策の策定と各国間の調整をはかることを任務とし、参加国政府を代表

する委員により構成される。議決は議題に従い満場一致、制限付多数決(17票中12票)、または単純多数決による。議決権の配分はフランス、西ドイツ、イタリア各4、ベルギー、オランダ各2、ルクセンブルグ1、計17とする。

○欧州委員会……条約の執行と監督にあたり、各國政府の推薦に基き閣僚委員会の任命する9名(各國2名以内)の委員により構成される。

○総会……共同体の議會にあたり、予算の議決ならびに欧州委員会に対する議會的統制を行なう。議員総数142(フランス、西ドイツ、イタリア各36、ベルギー、オランダ各14、ルクセンブルグ6)とし、ユーラトムおよびE C S Cの総会を兼ねる。

○裁判所……共同体の司法機関で7名の判事により構成される。

○経済社会委員会および通貨委員会……それぞれの問題に関し閣僚委員会に対する諮問機関となる。

ト、共同市場の開設に伴い必要となる労働者の配置転換、再教育のために「再就業基金」を設け、これら所要資金の50%をまかなうこととし(残りの50%は各國の負担)、さらに企業の再転換をたすけ、域内低開発地域開発のために投資基金「欧州投資銀行」を設ける。この投資銀行の資本金は10億ドルとし、各國の出資配分はフランス、西ドイツ各3億ドル、イタリア2.4億ドル、ベルギー86.5百万ドル、オランダ71.5百万ドル、ルクセンブルグ2百万ドルとする。

(2) 欧州原子力共同体(ユーラトム)

ユーラトム計画は上記6か国が原子力に関する共同管理機関を設け、その管理の下に種々の共同施設をもち、知識・技術・資材などの交換・協力を行なわんとするものであり、その概要は次の通りであるが、すでに1967年までに15百万キロワットの原子力発電を計画中といわれている。(注)

(注) 原子力発電計画

イギリス 6~8百万キロワット(1965年まで)

ソ連 2.5百万キロワット(1960年まで)

日本 96万キロワット(1965年)

イ、ユーラトムは平和的利用を目的とする核分裂性物質につき独占的な所有権をもち、これを必

要とする参加国に供給する。

ロ、共同施設として欧州原子力研究所、濃縮ウラン抽出のためのアイソトープ分離工場、原子炉などを建設する。

ハ、このほか関係資材の域内流通に関する関税その他の諸制限を撤廃し、また知識・技術の交流をはかる。

ニ、管理機関として閣僚委員会、欧州原子力委員会（委員5名をもつて構成される）総会、裁判所、科学技術委員会、経済社会委員会などが設置されるが、その多くは経済共同体の機関が兼ねることとなる。

ホ、共同予算をもち、最初の5年間に研究ならびに投資のため215百万ドルにのぼる予算が予定されている。

(3) 自由貿易地域

本構想は英国が英連邦諸国との特恵関税制度を維持しながら、一方上記欧州経済共同体の具体化に伴い、その利益にも沿るために立案されたものである。本年2月7日英国は白書を発表して本計画推進の態度を明らかにし、2月12日より開催のO E E C理事会で最初の討議が行なわれたが、その結果三つの小委員会をつくつて検討することとなつた。

本構想の概要は、英国をはじめ他のO E E C諸国（北欧3国、スイス、オーストリアといわれる）ならびに経済共同体6か国を包含する自由貿易地域を設定し、域内の関税・量的輸入制限を撤廃するなど、経済共同体と大体同様であるが、対象から農産物が除外されること、および第3国に対する関税は各国がそれぞれ独自に定めることなどの点において共同体と異なる。

3. 統合計画をめぐる問題点

(1) フランス産業の保護

これらの統合計画特に経済共同体計画の策定にあたつては、能率のよい西ドイツ産業に対しコスト高のフランス産業をいかに保護するかが困難な問題点となつた。結局、後述するごとき点についてフランスの主張が大幅にいれられることとなつたが、それはまた西ドイツの譲歩を意味するものであつて、西ドイツ国内ではフランスが西ドイツ

の犠牲において経済の建直しを策するものであるとか、あるいはフランスのインフレを輸入するものであるなどの批判が行なわれている。またペネルックスにおいても同様な批判がなされており、事実このようにフランスの主張を大幅にいたれたことは、計画を成立させるためのやむをえない措置であつたのであろうが、共同体の力をある程度弱めることになることは否定し難く、特に自衛条項が設置されたことは、それが軽々しく運用された場合、共同体への重大な障害となるものとして懸念されている。

イ、社会・経済的諸条件の調整

フランスは自国産業の競争力保護の見地から、男女同一賃金、有給休暇および時間外規定（週40時間を越えるものにつき時間外割増手当を支払う）を第1段階終了までに参加国に拡大し、この調整の終了を第2段階移行の条件とすることを主張し、西ドイツ、オランダなどと対立したが、結局フランスの主張がいれられることとなつた。（注）

（注）2(1)イの注参照

ロ、自衛条項の設置

フランスは更に国際収支が1年以上均衡し、金・外貨準備が満足な水準に達するまで、輸入品に対する特別税と輸出補助金を暫定的に存置する権利を獲得した。

この条項はこのほか、参加国の国際収支が重大な悪化を示した時、および第1段階終了に際し上記労働条件の調整が不充分と認めた時には、閣僚委員会の事後承認を求める条件として関係国によつて援用されうこととなつた。

ハ、第3国に対する共通関税率

共通関税率はすでに述べた基準に従つて、最高、原材料3%、半製品10%、完成品15~25%とそれぞれ定められたが、これは総体として現行税率より高くならず、G A T Tの規定にも違反しないとの解釈に基くものである。

この決定にあたつても、算術平均の範囲内でできるだけ高率を維持し、自国産業の保護をはからんとするフランスの主張に対し、現行税率の低い西ドイツ、ペネルックスは貿易の拡大と自由化を阻害するものとして強硬に反対した。結局、一定の輸入数量の範囲内で平均税率よりも低い税率で

輸入しうる道が残されたが、フランスの主張はおもねいれられることとなつた。

(2) 海外領土の経済共同体への加入

フランスは石油をはじめ豊富な天然資源を埋蔵するアフリカ領土を共同体に加え、参加国に市場を開拓すると同時に、その代償として参加国の共同投資を要請することを提案した。結局これがいれられ、参加国の海外領土は共同体に加えられることとなり、6か国はこれら地域に対し、6か国相互間と同様関税の引下げ、輸入割当の撤廃などを行うが、これら地域は域内の産業保護のために、参加各国に対して平等な取扱いをすることを条件としてある程度の関税を存置することが認められた。また、最初の5年間を試験期間とし、この間に参加国はこれら地域に対し581百万ドル(注)の社会・経済的投資を行い、試験期間経過後その効果を検討して共同体の条約の適用される範囲と条件を定めることとなつた。

これにより西欧とアフリカを結合する大市場(ユーラフリカ)が成立することとなるが、西ドイツは無収益の投資を要請されるものとして批判的であり、更に後述するごとく自由貿易地域案との関連において困難な問題を招来することとなつた。

(注) この投資の各国別出資額と各国海外領土別配分額は次の通りである。

(単位・百万ドル)

	出資額	配分額	差引
フランス	200	511.25	311.25
西ドイツ	200	—	△ 200
イタリア	40	5	△ 35
ベルギー	70	30	△ 40
オランダ	70	35	△ 35
ルクセンブルグ	1.25	—	△ 1.25
計	581.25	581.25	—

(3) 通貨問題

参加国間の收支の決済は当分の間EPUによることが予想されるが、自由貿易は域内通貨の交換性増大を要請することとなり、まだ批准をみていない欧洲通貨協定(EMA)についても早晚検討を要求されることとなろうし、また参加国による通貨同盟の結成も当然研究さるべきものと思われる。

これらの場合問題となるのはフランス・フラン

の過高評価であり、フランの他国通貨との関係をいかに調整するかは特に注目されるところである。フランス国内の一部では、経済共同体の成立によりデヴァリュエーションが強制されるのではないかと心配されているが、一方西ドイツなどにおいては、これを当然の措置として要求する向きもある。

(4) 自由貿易地域計画と経済共同体計画との調整の問題

自由貿易地域計画が2月以降OEECにより検討されていることは先に述べたが、経済共同体計画との調整に関し次のとおり困難な問題に逢着しており、今後の進展は樂観を許さない。

イ、農産物除外の規定……経済共同体は、農産物に対する特別の取扱と各国農業に対する特別な保護を認めながら農産物をも対象に加えることとなつたが、自由貿易地域案では前述のごとく英国がその特惠関税制度維持の見地から農産物を除外している。しかしながら、共同市場参加国ならびにその他の自由貿易地域参加予定国の多くは農産物輸出に対する依存度が高いため、この除外については反対がきわめて強い。

ロ、経済共同体への海外領土の加入……経済共同体は既述のごとく、その海外領土をも加入せしめることとなつたため、英国は英連邦諸国との関係において苦しい立場に立たされるに至つた。すなわち、自由貿易地域から英連邦を除外すれば、これら諸国は共同体6か国の海外領土に対し不利な立場におかれこととなり、また、もし加入せしめることとなれば、当初英国の企図した特惠関税制度の維持は困難となる。

2月26日ソニークロフト蔵相は、議会の答弁において共同体に海外領土を含めることは、GATT協定の違反となると述べたが、この問題は場合によつては現在の自由貿易地域構想を流産せしめる恐れすらあるものとみられ、今後の共同体当局と英国との折衝が注目される。

4. 統合計画成立の影響

(1) 世界経済への影響

イ、世界経済の発展と安定……西欧経済圏の成立とその発展は、長期的にみれば生産の合理化、

経済力の増強をもたらし、西欧経済を強化するのみならず、ひいては貿易の拡大などを通じて世界経済の発展にも寄与することとなろう。

また西欧が過度の米国依存を脱却して、エコノミスト誌の指摘するごとく米国の景気変動の強い影響に対しある程度調節弁の役割を演じうこととなり、世界景気の安定化にも資することとなる。

口、地域主義的色彩……これら統合計画は地域的なものにとどまり、GATT、IMFなど国際的な自由貿易拡大への動きに対して一見後退を思わせるものがあることは否定できない。

この点については、経済共同体計画もその印象を払拭すべく専門委員会の報告において、この計画が単に地域主義にとどまらず、「非参加国との間に従来単独では作りえなかつたような緊密な関係の創設のために必要な力を賦与するものである」ことを強調している。しかしながら現実の問題としては、関税政策あるいは不況時における自己防衛策としてブロック化の色彩が強められる可能性があることは無視できず、これら計画を積極的に支持している米国すら、その傾向に危惧の念を抱いている模様ある。

(2) わが国経済への影響

西欧経済圏の発展が、基本的には世界経済の発展と安定を通じてわが国経済に寄与しうることは明らかであるが、他面貿易依存度の高いわが国が、世界の大経済圏の外に取り残されることは競争上種々の不利を被ることも否定し難い。特に世界貿易におけるマージナル・サプライヤーとしての性格を脱していい現状では、その影響は一層はなはだしいものがあろう。すなわち不利な影響としては、

イ、少なくとも当分の間、圏外諸国に対する差別待遇が相対的に強化されるものと考えられるわけで、これによつてわが国の西欧向け輸出が不利となる。(注)

(注) わが国西欧向け輸出額(1955年) (単位・百万ドル)

経済共同体(海外領土を含まず)へ 37 (総輸出額の4.1%)

自由貿易地域へ 172 (" 8.5%)

ロ、米国の不況、あるいは国際的不況に際し、西欧が自己防衛的なブロック政策をとることになれば、不況の影響はわが国など圏外諸国に強くし

わ寄せされる恐れがある。

ハ、共同化によつて西欧諸国の生産力の増大、合理化が促進される一方、低開発地域の共同開発が行なわれ、また東西貿易を増大しうる態勢も整えられることとなれば、これらすべてを通じて西欧経済の对外競争力は著しく高められることとなる。その結果、東南アジア、アフリカ、中東など域外市場におけるわが国との輸出競争は、はなはだしく激化することが予想される。(注)

(注) アジア、アフリカ市場に対する依存度

	(1955年、総輸出額に対する比率)	
	経済共同体 (海外領土を含まず)	自由貿易 地域
ア フ リ カ	36.6%	5.8%
ア フ リ カ	9.1%	11.7%

5. む す び

以上、西欧経済統合計画の構想とその問題点を概観したが、これら計画の成立に関しては、わが国としても重大な関心を寄せざるをえない。

西欧経済圏の具体化はかなり長期にわたり漸進的に進められて行くのであるが、これに対処するためには、わが国としても今日から長期的な対策をたて、産業の合理化、生産性の向上を一段と促進し国際競争力の培養に努力しなければならない。

最近のフェアレス委員会報告にもみられるごとく、一部には地域主義に対する地域主義という考え方から、アジア共同市場の設置を示唆する向きもある。しかしながら、現在その実現には多大の困難があり、むしろ当面は、東南アジアなどに対する投資などを通じて経済的連繋を強化し、近隣諸国との貿易拡大にも努めるなど、市場の確保・強化に努力を集中すべきであろう。

また、西欧経済圏に対してわが国と同じ側に立たされる米国との連繋を密にし、西欧経済圏の排他的性格の抑制に努めるとともに、あらゆる機会をとらえてGATT第35条の援用を撤回するよう関係国の善処を求めるなども検討さるべきものと思われる。

いずれにせよ、西欧統合計画はかつてなき大規模かつ大胆な試みであり、わが国としても上記のごとき対策を講じつつ、その推移を注視して行くべきであろう。